

電気供給約款別紙（沖縄電力株式会社管内）

実施要綱 沖縄のむシリカ電力 グッドバリュープラン

1. この実施要綱の適用エリア

この別紙は次の地域に適用します。

沖縄県（沖縄電力株式会社が定める離島供給約款の適用地域を除く）

2. 料金計算方法

電気料金については以下の計算方法が適用されます。

電気料金＝①最低料金＋②電力量料金±③燃料費調整額＋④再生可能エネルギー発電促進賦課金－⑤割引額

①最低料金＝1 契約あたり最低料金

②電力量料金＝電力量料金単価×(使用電力量-10kWh)

③燃料費調整額＝燃料費調整単価×使用電力量

④再生可能エネルギー発電促進賦課金＝再生可能エネルギー発電促進賦課金単価×使用電力量

⑤割引額＝クック割引額

ただし、燃料費調整額の加減算につきましては、電気供給約款（沖縄のむシリカ電力 低圧）（以下「本約款」といいます。）別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 81,500 円を下回る場合は、本約款別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引くこととし、本約款別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 81,500 円を上回る場合は、本約款別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えるものとし、本約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を下回る場合は、本約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、本約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を上回る場合は、本約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものとしたします。

ただし、①最低料金＋②電力量料金±③燃料費調整額から⑤割引額を差し引いてえた金額が、①最低料金を下回るときには、①最低料金＋④再生可能エネルギー発電促進賦課金を料金といたします。

3. 契約種別、料金単価等

当契約種別については、技術的に当社でご契約を行う事が難しい場合には、ご契約をお断りする場合がございます。

1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用します。

(a) 電灯または小型機器の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに本約款別表 5（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものといたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、本約款別表 4（契約負荷設備の総容量の算定）によって定めます。）に別表 1（電灯または小型機器の総容量に適用する値）を適用して算定される値が 50 キロワット未満であること。

(b) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、(a)により算定される値と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a)に該当し、かつ、(b)の値が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

4) 料金単価（税込）

最低料金	最初の10kWhまで	1契約	636円62銭
電力量料金	10kWh～120kWh	1kWh	39円80銭
	120kWh～300kWh	1kWh	44円81銭
	300kWh～	1kWh	46円12銭

5) クック割引 [電化厨房住宅契約]

(a) 適用範囲

電磁誘導加熱調理器等の定格電圧 200 ボルトのクッキングヒーター（以下「クッキングヒーター」といいます。）を据え付けて使用する需要で、お客さまがこの割引の適用を希望される場合に適用いたします。

(b) クック割引額

クック割引額は、1月につき次によって算定された金額といたします。

割引対象額は、ニ)(料金単価)によって算定された最低料金と電力量料金の合計といたします。

ただし、次によって算定された金額が(c)に定めるクック割引上限額を上回る場合のクック割引額

は、(c)に定めるクック割引上限額といたします。

クック割引額=割引対象額×3パーセント

(c) クック割引上限額 (税込)

1契約につき	550円00銭
--------	---------

(d) その他

- ① クック割引額は、お客さまの申出にもとづいて当社がクッキングヒーターの取付けを確認した日以降の料金について適用いたします。
- ② 当社は、クッキングヒーターの機能を確認させていただきます。この場合、当社は、当該クッキングヒーターの機能を確認するために、必要に応じてお客さまからクッキングヒーターに関する資料を提出していただきます。
- ③ お客さまがクッキングヒーターを取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。
- ④ お客さまが無断でクッキングヒーターを取り外された場合は、違約金を申し受けます。
なお、この場合の違約金は、本約款 33 (違約金) に準じて算定するものといたします。
- ⑤ 当社は、本約款 17 (日割計算) に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。
ただし、クック割引上限額の日割計算は、別表 3 (クック割引上限額の日割計算の基本算式) によるものといたします。
- ⑥ 本約款 16 (料金の算定) (1)ロの場合で、日割計算をするときには、料金に変更があった日の前後の期間ごとに割引対象額を算定いたします。

6) 使用電力量の計量

使用電力量の計量は、次の場合を除き、本約款 15 (使用電力量の算定) に準ずるものといたします。

- (a) お客さまが不在等のため検針できなかった場合で、検針に伺った日に検針を行ったものとする場合の使用電力量は、記録型計量器により計量するときを除き、前回の検針の結果によるものとし、次回の検針の結果の1月平均値 (月数による平均値といたします。) によって精算いたします。ただし、本約款 16 (料金の算定) (1)イまたはロに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数の比によりあん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。
- (b) 需給開始の日からその直後のお客さまの属する検針区域の検針日までの期間が短い場合で、検針を行わなかったときは、需給開始の直後のお客さまの属する検針区域の検針日に検針を行ったものとする場合、計量地を確認するときを除き、需給開始の日から次回の検針日の前日までの使用電力量を需給開始の日から需給開始の直後の検針日の前日までの期間および需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までの期間の日数の比であん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。ただし、本約款 16 (料金の算定) (1)イまたはロに該当する

場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数の比によりあん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。

(c) ①需給開始の日からその直後のお客さまの属する検針区域の検針日までの期間が短い場合または②非常変災等の場合で検針を行わなかったときで、検針を行わない月について、当社があらかじめお知らせした日に検針を行ったものとする場合の使用電力量は、記録型計量器により計量するときを除き、原則として前回の検針の結果の1月平均値によるものとし、次回の検針の結果の1月平均値によって精算いたします。ただし、本約款16（料金の算定）(1)イまたはロに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数の比によりあん分してえた値によって精算いたします。

(d) お客さまが不在等のため検針できなかった場合で、検針に伺った日に検針を行ったものとする場合および①需給開始の日からその直後のお客さまの属する検針区域の検針日までの期間が短い場合または②非常変災等の場合で検針を行わなかったときで、検針を行わない月について、当社があらかじめお知らせした日に検針を行ったものとする場合で、記録型計量器により計量するときの使用電力量は、前回の検針の結果によるものといたします。ただし、検針日の翌日以降に当月の検針の結果が確認できた場合の使用電力量は、計量値により精算し、確認できなかった場合の使用電力量は、お客さまと当社との協議によって定めた使用電力量により精算いたします。

7) その他

この実施要綱から他の契約種別に変更された後1年に満たないお客さまについては、この実施要綱を適用いたしません。

附 則

1 実施期日

この実施要綱は、令和6年4月1日から実施いたします。

別 表

1 電灯または小型機器の総容量に適用する値

契約受電設備の総容量（単相変圧器を結合して使用する場合は、別表 2（契約受電設備容量の算定）によって算定された群容量によります。）と受電電圧と同位の電圧で使用する契約負荷設備の総入力（出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに本約款別表 5（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものいたします。）との合計（この場合、契約受電設備の総容量については、1 ボルトアンペアを 1 ワットとみなします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。

最初の50キロワットにつき	80パーセント
次の50キロワットにつき	70パーセント
次の200キロワットにつき	60パーセント
次の300キロワットにつき	50パーセント
600キロワットをこえる部分につき	40パーセント

ただし、次の変圧器は、契約受電設備の総容量の算定の対象といたしません。

- 1) 2次側に契約負荷設備が直接接続されていない変圧器
- 2) 2次側に受電電圧と同位の電圧で使用する契約負荷設備が接続されている変圧器
- 3) 電圧を契約負荷設備の使用電圧と同位の電圧に変更する変圧器の2次側に接続されている変圧器（口に該当する変圧器の2次側に接続されている変圧器を除きます。）
- 4) 予備設備であることが明らかな変圧器

2 契約受電設備容量の算定

単相変圧器を結合して使用する場合は、契約受電設備の群容量（キロボルトアンペア）は、次の算式によって算定された値といたします。

- 1) Δ または Y 結線の場合
群容量 = 単相変圧器容量（キロボルトアンペア） $\times 3$
- 2) V 結線（同容量変圧器）の場合
群容量 = 単相変圧器容量（キロボルトアンペア） $\times 2 \times 0.866$
- 3) 変則 V 結線（異容量変圧器）の場合
群容量 = 電灯電力用変圧器容量（キロボルトアンペア） - 電力用変圧器容量（キロボルトアンペア） + 電力用変圧器容量（キロボルトアンペア） $\times 2 \times 0.866$

3 クック割引上限額の日割計算の基本算式

クック割引上限額を日割りする場合

$$\text{クック割引上限額} \quad \times \quad \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$